

Ⅲ. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

1. 承認条件	201
2. 事務処理の流れ	201
3. 申込み及び設計審査	201
4. 各戸メーターの設置基準	204

Ⅲ. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

本市では、昭和 58 年から給水契約に関わるメーターの取扱いを拡大し、使用者が希望する場合には、受水槽以下の私設メーターにより使用者単位の検針（水道料金の徴収）を開始した。

この「受水槽以下の各戸検針」の対象となる建物は、住居専用の共同住宅（公社・公団・市営道営住宅・マンション等）で、家事用水道料金の適用を受けるものに限定している。

これらの受水槽以下施設の給水設備に関する取扱いについては、水道法でいう給水装置ではないことから、本来、水道法、給水条例等の制約を受けるものではないが、その構造及び維持管理等について不備があるときは、衛生上や機能上の問題を引き起こすおそれがある。

また、受水槽以下メーターの取扱いにおいては、既設の受水槽式共同住宅と直結式共同住宅の検針・収納・メーター取替え等におけるサービスの均衡を図るため、条例改正を行い、平成 28 年度から受水槽式の共同住宅が所有者の希望により、帯広市上下水道部と別途契約を締結して各戸検針制度を利用する場合は、受水槽以下の給水設備についても、市のメーターを設置することにした。

なお、「受水槽以下の各戸検針」に伴うメーターの設置（新規・取替）基準及び事務処理等取扱いは、次のとおりである。

(Ⅳ. 関連法令 20. 帯広市水道事業メーター設置基準を参照)

(Ⅳ. 関連法令 23. 帯広市上下水道部受水槽以下の私設メーターの各戸検針承認基準を参照)

1. 承認条件

各戸検針を承認する要件は、次のとおりである。

- (1) 当該共同住宅が店舗、事務所その他の非住宅部分（住宅部分とは別系統の給水装置となっているものを除く。）を含まない住居専用のものであること。
- (2) 各戸、散水栓等に市又は私設メーター（以下「子メーター」という。）が設置されていること。
- (3) 受水槽以下の装置の構造が、管理者が別に定める基準に適合していること。

2. 事務処理の流れ

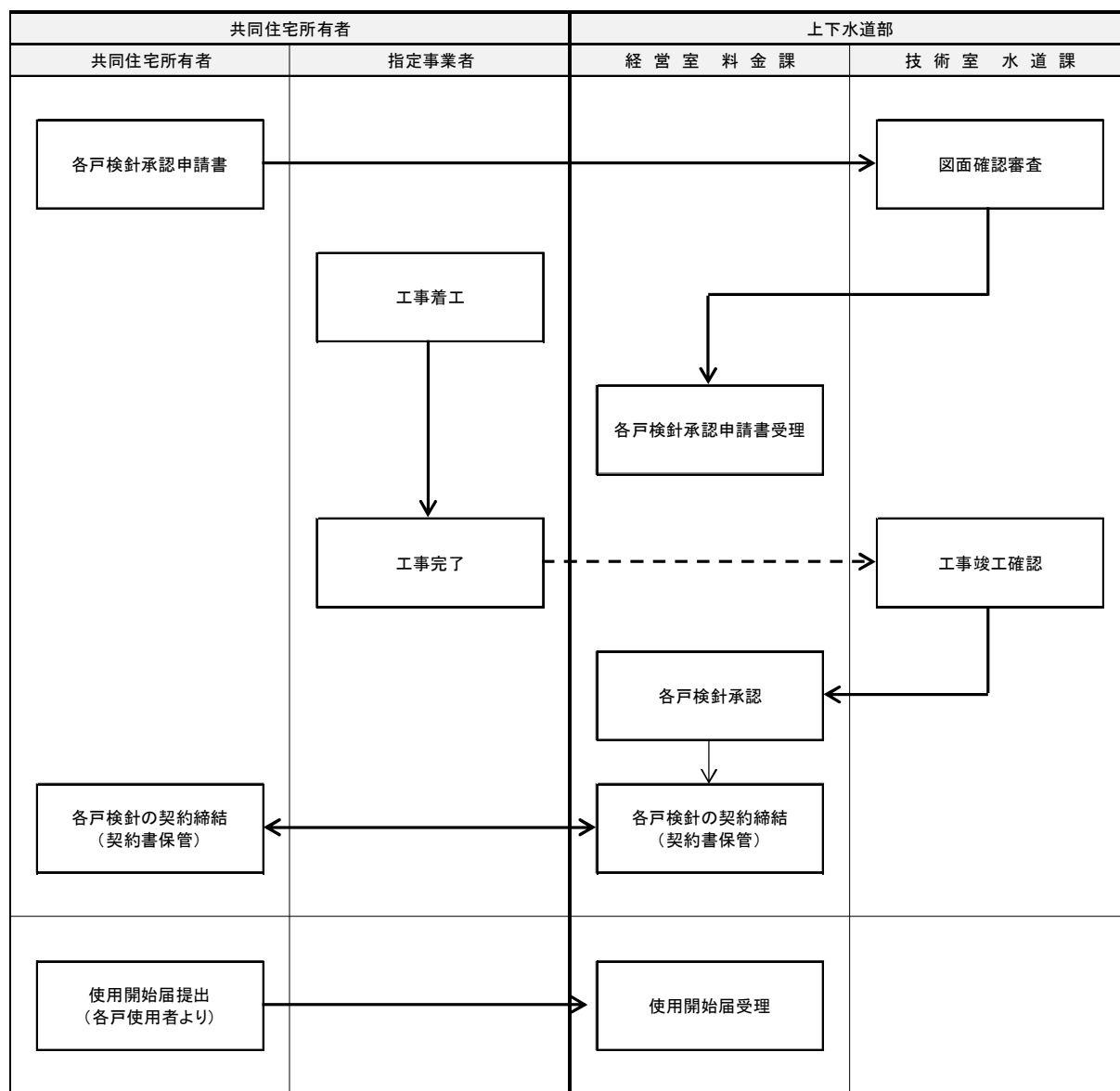
平成 28 年 4 月の基準改正に伴う各戸検針契約についての事務処理等は、次のとおりである。

- (1) 新築建物で各戸検針申込みをする場合（フロー図 1 参照）
- (2) 既設建物で新たに各戸検針申込みをする場合（フロー図 2 参照）
- (3) 既設各戸検針住宅で再契約する場合（フロー図 3 参照）

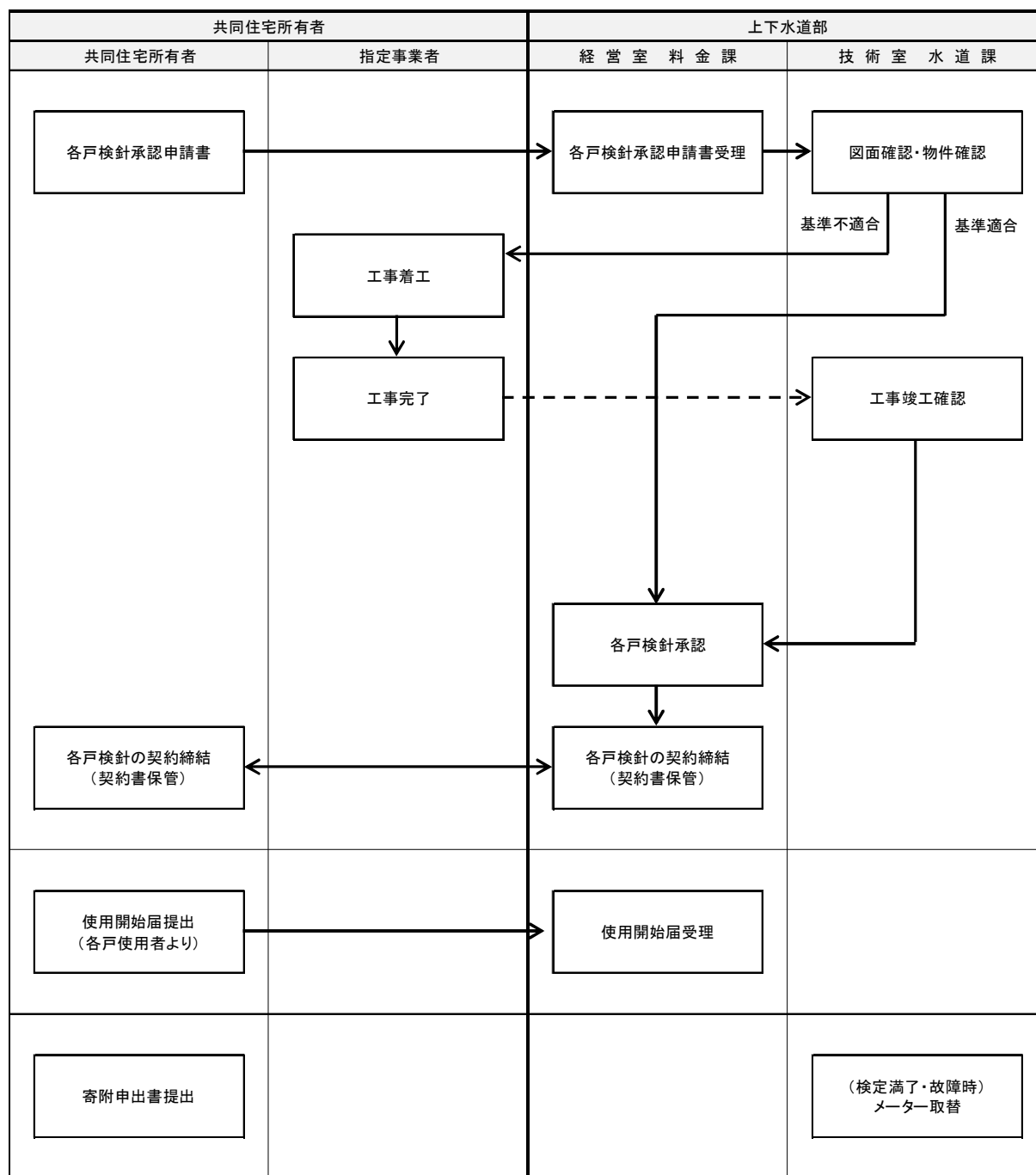
3. 申込み及び設計審査

- (1) 各戸検針の申込み及び施工は、原則として申請者から委任された指定事業者が行うこと。
- (2) 申込時には、各戸検針申込書及び図面を作成し、水道課審査維持係に提出し、設計審査を受けること。
- (3) 申請者は、本市と「各戸検針及び使用料金の徴収等に関する契約書」を締結すること。

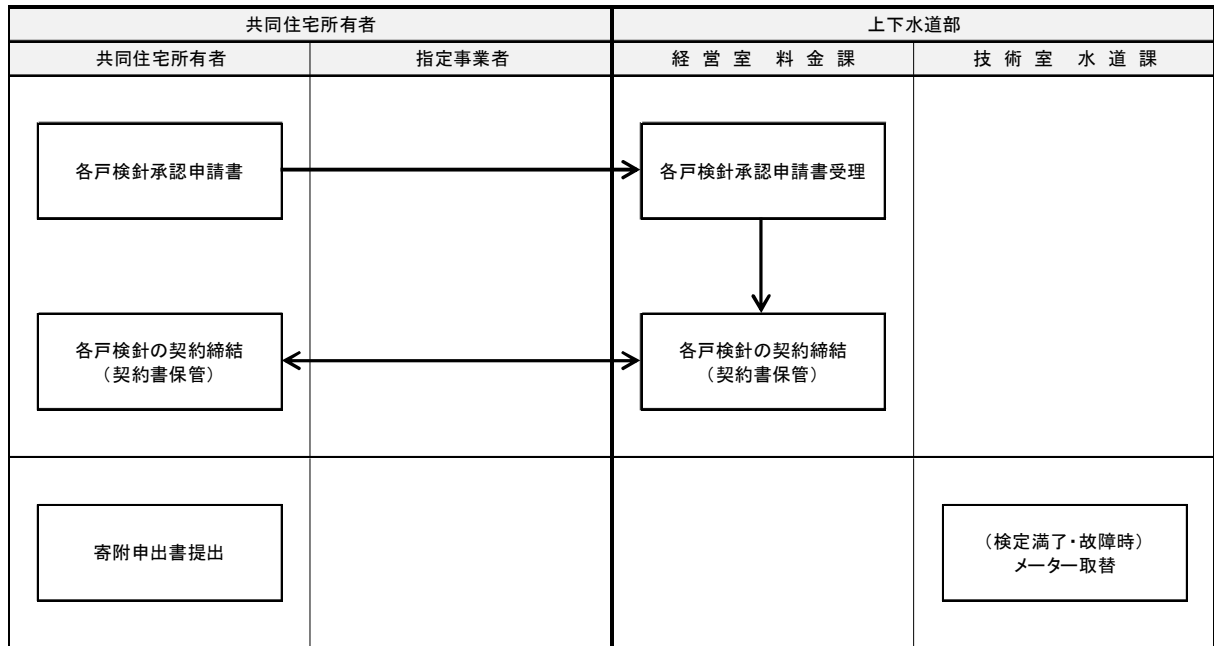
フロー図 1 新築建物で各戸検針申込みをする場合



フロー図 2 既設建築物で新たに各戸検針申込みをする場合



フロー図 3 既設各戸検針住宅で再契約をする場合



4 各戸メーターの設置基準

- (1) 子メーターは、管理者の指定するメーターとし、管理者の指示する場所に設置しなければならない。
- (2) 子メーターの受信器は、集中化し、その位置は、管理者が指定するものとする。
- (3) 子メーターは、受水槽以下の給水管に直結する使用可能な給水栓（散水栓・共用栓・非常用給水栓等を含む）に設置しなければならない。
- (4) 検針票受箱は、必ず1階部分に設置するものとし、その位置は管理者が指定するものとする。
- (5) 子メーター及び止水栓は各戸のパイプシャフト室等の維持管理が容易な部分に設置するものとし、その位置は管理者が指定するものとする。

※詳細は「設計編 7.9.3 メーターの設置基準」によること。